

しながわ

平成24年(2012)
4/11
1828号

人権・同和問題
特集号

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

実現しよう 平和で心ゆたかな 人間尊重社会

人権尊重都市宣言のまち 品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のうちに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民、外国人への差別など、とれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日



5月3日の
憲法記念日を
中心とする
5月1日～7日は
憲法週間です

憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して定められました。

憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とうたっており、基本的人権の保障は重要な柱の一つです。

誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合っていくことが大切です。

区では、人間尊重社会の実現をめざして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想のさらなる普及啓発に取り組んでいます。5月11日には、その一環として「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。

これを機会に、あらためて人権の大切さについて考えてみませんか。

憲法週間記念

講演と映画 のつどい

5月11日(金)

午後1時開演(午後0時30分開場)
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)
定員/1,100人(抽選)
申込方法/4月16日(月)(消印有効)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井5-2-17)へ ※抽選結果は4月下旬発送予定。

品川区民憲章制定30周年/人権尊重都市品川宣言19周年

講演 世界はどんなふう に 生きているか

講師/曾野綾子(作家)



「老いの才覚」「自分の始末」などの著書で人生の指針となるエッセイを書いたり、数多くの講演会でも活躍している曾野綾子さんをお招きします。

■プロフィール
1931年東京に生まれる。聖心女子大学文学部英文科卒業。「遠来の客たち」が芥川賞候補となり文壇デビュー。

手話通訳・要約筆記付き

映画 人生、ここにあり!

(2009年イタリア・ゴールデングローブ賞受賞)



©2008 RIZZOLI FILM

法律により精神病院の撤廃が進められていた1980年代のイタリア・ミラノを舞台に、実話を映画化したコメディドラマ。革新的な考え方をもつネッコは労働組合から疎まれ、精神病院から追い出された元患者たちの協同組合に左遷される。精神病の知識などないネッコだったが、元患者たちとあらたな事業を立ち上げるために奮闘する。

日本語字幕付き

考えよう みんなの人権

皆さんのまわりで人権が守られていないと思ったことはありませんか？

子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見、同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者などの人権の問題など、残念なことに人権問題はより複雑化し多様化しています。私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識することが、今まさに求められています。

見つめなおしてみましょう、私たちのまわりから

同和問題とは

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別に基づくものです。被差別部落出身という理由で結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの差別を受け、基本的人権が侵害される、日本特有の人権問題です。

品川区は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、「人権尊重都市品川宣言」の基本理念に立った啓発活動に取り組んでいます。



Q 被差別部落の人たちはどんな仕事をしていたのでしょうか

今でいう警察や消防、リサイクルの仕事など、町の治安や生活を支えていました。また死んだ牛や馬の処理、武具・太鼓などの革製品の製造、竹細工に関わる仕事、歌舞伎や浄瑠璃などの伝統文化も担っていました。



Q どうして差別は残っているのでしょうか

明治4年の解放令によって身分制度は廃止されましたが、現実の差別や貧困に対する対策がとられなかったため、生活や暮らしは良くなりませんでした。その後、法律に基づいて生活環境はかなり改善されてきましたが、いまだに結婚や就職差別、インターネット上の差別書き込みなど、心理的差別が残っています。

差別につながる身元調査について

就職や結婚の際、調査会社に依頼して出身地や家族状況を調べるなど差別につながるおそれのある身元調査があります。

最近でも、調査会社から依頼された一部の悪質な司法書士などが、職務上の権限を悪用して戸籍謄本などを不正に取得するという事件も起きました。

差別意識を持ち、調査依頼する人に一番問題があると言えますが、私たちも調査には協力をしないと、態度や行動で表していくことが大切です。

区では職務上請求を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定め、不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知します。また所属団体へ法律遵守と再発防止を要請します。

みんな同じ人間なのに！

差別をなくしていくためには、普段から偏見や固定観念を見つめなおす努力が必要です。みんなで差別を許さない行動をとっていき、早く解決していくための近道です。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、誰でも簡単に知りたい情報入手し発信もできます。また手軽に買い物ができたり、携帯電話からでも簡単に利用できるなど、便利で私たちが生活するうえで欠かせないものとなっています。

その一方で、匿名で情報発信できるインターネットの特徴を逆にとり、他人の名誉を傷つける内容や無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報や差別的な書き込みなど、人権侵害につながる問題が多数発生しています。このような情報がいったんインターネットに掲載されると、被害は瞬時に広がり、完全に削除することが極めて困難です。

インターネットの利用にあたっては、利用するみなさん一人ひとりがルールとマナーを守ることが大切です。決して悪用することなく、個人の名誉やプライバシーに関して正しく理解し、お互いの人権を尊重した行動をとるように心がけましょう。

◎インターネットの節度ある利用について

- 差別発言や誹謗・中傷を書き込まない
- うそや不確かな情報を書き込まない
- 個人情報を書き込まない

◎相談窓口

- 東京法務局人権擁護部 ☎5213-1372
- 警視庁ハイテク犯罪対策総合センター ☎3431-8109
- 東京都人権プラザ ☎3871-0212

犯罪被害者とその家族の人権について

ある日突然、理不尽な犯罪に巻き込まれ、自身が傷ついたり大切な家族を失うなど、犯罪被害は誰の身にも起こりうることです。

被害者やその家族の方は、大きなショックを受けたことにより心身に傷を負い、その後の日常生活にも支障をきたすことがあります。また、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判における精神的・時間的な負担に加え、周りの無責任な会話や無配慮な取材・報道などによるストレスといった二次的な被害を受ける場合もあります。

周囲の人々は被害者やその家族の悲しみや苦しみを受け止め、心ない中傷や興味本位のうわさによって、さらに被害者や家族を傷つけることがないように、温かい心づかいで手を差し伸べていくことが必要です。

◎被害にあったら～犯罪被害の相談機関

- 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎3597-7830
- 被害者支援都民センター ☎5287-3336
- 犯罪被害者などの相談（区民相談室） ☎3777-2000

ビデオ・パネルを貸し出します



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオや人権啓発パネルを貸し出しています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

人権尊重の社会を築くために

人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。昨年の講座Ⅰでは、「人物から読み解く人権～人として生きること」をテーマに、昼コースは「火花～北条民雄の生涯」など3講座、夜コースは「浅草弾左衛門と江戸の被差別民衆」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加され

た方の感想として「どのようにして店頭に並ぶのか具体的に解り、なくてはならない仕事としました」「改めて差別を考える機会となりました。」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ 文化スポーツ振興課生涯学習係 ☎5742-6837

問い合わせ／人権啓発課 ☎3763-5391